

【幼稚園教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により、様々な取得方法があります。

次により該当するページをクリックしてください

- 大学等を卒業して初めて免許状を取得する方、すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は、別表第1 ([2ページ](#)) を参照してください。
- 保育士資格を利用して、免許状を取得する方は、附則第18項 ([9ページ](#)) を参照してください。

(1) 幼稚園教諭二種免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
幼稚園助教諭（臨時） 免許状	6年以上	別表第3	4
小学校教諭普通免許状	3年以上	別表第8	8
保育士資格	3年かつ4320時間以上	附則第18項	9

(2) 幼稚園教諭一種免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
幼稚園教諭二種免許状	4年制大学卒業…3年以上	別表第3	6
	上記以外…5年以上		5
保育士資格及び 学士の学位	3年かつ4320時間以上	附則第18項	9

(3) 幼稚園教諭専修免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、次の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
幼稚園教諭一種免許状	3年以上	別表第3	7

※ 在職年数は、原則として所有する免許等での在職年数（附則第18項については、幼稚園等で保育に従事する在職年数を含む。）です。

※ 「4年制大学卒業」には大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した場合を含みます。

1 大学等を卒業して幼稚園教諭普通免許状を取得する（免許法別表第1）

【基礎資格】

種類	基礎資格
専修	修士の学位（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）
一種	学士の学位（学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。）
二種	短期大学士の学位（文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。）

【最低単位数】（施行規則第2条）

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名（下記のすべての事項を修得することが必要）			受けようとする免許状の種類		
			専修 一種	二種	
単 位 の 内 訳	第2欄	領域及び保育内容の 指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 （※健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること）	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第3欄	教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上）		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） （道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に含まれる場合は、修得を要しない。）				
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
			幼児理解の理論及び方法		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）	5	5	
		教職実践演習	2	2	
第6欄	大学が独自に設定する科目 ・専修免許状 第2～第5欄について修得する。なお、38単位のうち、24単位は大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。（別表第1備考第7号） ・一種免許状、二種免許状 第2～第5欄、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得する。	専修	38	2	
		一種	14		
施行規則第66条の6に定める科目 （「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、 「教理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位）			8	8	

- ※1 一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修又は一種免許状を受けようとする場合、それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。
- ※2 専修又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修又は一種免許状に係る第2欄から第4欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。

【教科及び教職に関する科目】

ア 教育実習

- (ア) 幼稚園、幼保連携型認定こども園並びに小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含む。）の教育を中心とします。
- (イ) 2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。ただしこの場合、他の校種の教育実習の単位をもって替える（下記(ウ)）ことができません。（学校体験活動：学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後もしくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動で教育実習以外のもの）
- (ウ) 幼稚園、幼保連携型認定こども園並びに小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含む。）の教員として良好な成績で勤務した者については、経験1年につき1単位の割合で「領域及び保育内容の指導法に関する科目」中の「保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（「教育実習」を除く。）の単位をもって、教育実習の単位に替えることができます。（※単位数を減じるものではないことに留意。例えば2年の勤務で教育実習2単位を振り替える場合、別に上記（ウ）に示す科目から2単位追加で修得すること。）

イ 単位の流用

小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得することが必要です。

（例：小学校免許から流用する場合には「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における「幼児理解の理論及び方法」等を修得することが必要です。）

有する 免許状	流用できる単位数（上限）			
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実習	教職実践演習
小学校 中学校 高等学校	8（6）	2	3	2

- ・（ ）は二種免許の授与又は二種免許からの流用の場合の単位数
- ・流用により、各科目について最低単位数を超えて修得したこととなる場合は、超えた単位を第6欄にあてることができます。

※ 小学校教諭普通免許状の授与を受ける要件を満たす場合は、次の単位をあてることができます。

- (ア) 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに、「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を
⇒あわせて2単位（二種免許状を受ける場合はあわせて1単位）まであてることができます。
- (イ) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は、「特別活動の指導法」の単位を
⇒「保育内容の指導法」の半数まであてることができます。

ウ その他

(ア) 令和5年3月31日までに課程認定大学等に入学し引き続き在学する者は、小学校の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目を修得すれば、「領域に関する専門的事項」に規定される科目のうち1以上の科目を修得したものとみなします。

(イ) 「教職実践演習」は、平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、次のとおり取り扱います。

- ・平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得した者については、それが他の学校種において修得したものであっても、新たに教職実践演習を修得する必要はありません。
- ・平成22年3月31日に在学している場合は、卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

2 教員としての在職年数を利用して上位の幼稚園教諭免許状を取得する（免許法別表第3）

(1) 幼稚園助教諭免許状を有する教員が、幼稚園教諭二種免許状を取得する

幼稚園助教諭免許状を取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		45	40	35	30	25	20	15	10
領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・領域に関する専門的事項		5		4		3		2	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		30	27	24	21	18	15	12	9
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		5		4		3		2
	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	15	14	12	11	9	7	6	3

※ 表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって、二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）在職年数が10年の場合、次の単位を含み、合計25単位の修得が必要です。

- ・領域に関する専門的事項を3単位以上
- ・保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を18単位以上（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から3単位以上、保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から9単位以上

注意

免許状申請時に幼稚園助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

- 1 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 2 特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く。）としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、表を適用します。
- 3 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 1 幼稚園助教諭免許状の取得後に、（短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 2 「領域に関する専門的事項」は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとします。
- 3 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(2) 幼稚園教諭二種免許状を有する教員が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

【短期大学等卒業】(6 ページ「①又は②」以外の場合)

幼稚園教諭二種免許状を取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低単位数 (各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。)		45	40	35	30	25	20	15	10
領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・領域に関する専門的事項		4		3		2		1	
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		20	18	16	14	12	10	8	7
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	4	3				2	1	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	11	9	8	7	6	5	4	3
大学が独自に設定する科目 (上記「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)		6	5		4		3		2

※ 表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって、二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

(例) 在職年数が 10 年の場合、次の単位を含み、合計 25 単位の修得が必要です。

- ・領域に関する専門的事項を 3 単位以上
- ・保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を 18 単位以上
(内訳は教育の基礎的理解に関する科目から 3 単位以上、保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) 及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から 9 単位以上)

注意

【在職年数について】

- 1 少年院法 (平成 26 年法律第 58 号) による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法 (平成 14 年法律第 136 号) に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 2 特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員 (助保育教諭を除く。) としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、表を適用します。
- 3 休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 1 幼稚園教諭二種免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 2 「領域に関する専門的事項」は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 以上の科目について修得するものとします
- 3 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が 2 単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(3) 幼稚園教諭二種免許状を有する教員が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

【4年制大学卒業】

- ①大学に3年以上在学し93単位以上を修得した場合、又は
②大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した場合

幼稚園教諭二種免許状を取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	6
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		25	20	15	10
領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・領域に関する専門的事項			2		1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		12	10	9	7
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			2	1
	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	6	5	4	3
大学が独自に設定する科目 (上記「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)		6	5	3	2

※ 表の見方

- 二種免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。
(例) 在職年数が10年の場合、次の単位を含み、合計20単位の修得が必要です。
- ・領域に関する専門的事項を2単位以上
 - ・保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を10単位以上
(内訳は教育の基礎的理解に関する科目から2単位以上、保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から5単位以上)
 - ・大学が独自に設定する科目を3単位以上

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く。）としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 幼稚園教諭二種免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「領域に関する専門的事項」は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとします。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(4) 幼稚園教諭一種免許状を有する教員が、幼稚園教諭専修免許状を取得する場合

幼稚園教諭一種免許状の取得後、幼稚園教諭として良好な成績で勤務した在職年数		3
幼稚園教諭一種免許状の取得後、大学院等において修得を必要とする最低単位数	大学が独自に設定する科目	15

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く。）としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません

【修得する単位について】

- 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で教科及び教職に関する科目のうちから任意に取得できます。
- 平成 12 年 7 月 1 日現在で在職年数が 3 年以上のものは、次のとおり単位の逡減措置を受けることができます。

幼稚園教諭一種免許状を取得した後、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	4	5	6
幼稚園教諭一種免許状を取得した後、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得を必要とする最低単位数	15	12	9	6

注意

平成 16 年 3 月 31 日までに、上進に必要な所要資格を満たした場合に適用されます。

3 幼稚園教諭二種免許状の取得（免許法別表第8）

有することを必要とする免許状（基礎免許状）		小学校教諭普通免許状	
①基礎免許状を取得した後、当該学校又は幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	3
②幼稚園の教員としての良好な成績で勤務した在職年数（①で算入した期間を除く）		0	1
最低単位数		6	3
内訳	保育内容の指導法に関する科目	6	3

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- ①の在職年数には、幼稚園においては特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員としての期間を、小学校においては、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます（助教諭、助保育教諭の期間を除く。）
- ②の在職年数は、小学校教諭普通免許状を取得した後の、平成 28 年 4 月 1 日以降の教員（助教諭を含む。）としての期間とし、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園での教員として期間を含みます。
ただし、①の在職年数として算入した期間については②の在職年数として算入することはできません。
- 非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、在職年数を計算します。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません

【修得する単位について】

単位については、小学校教諭普通免許状の取得後に（短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

なお「保育内容の指導法」について、5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）全てにわたって修得する必要はありません。

4 保育士等としての実務経験を利用して幼稚園教諭普通免許状を取得する（免許法附則第18項）

認定こども園法の改正により、令和12年3月31日までの間、保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進することとされました。

（取得の要件をすべて満たし、令和12年3月までに、免許状の申請・授与を行う必要があります。）

【基礎資格】

免許状の種類	基礎資格	
一種免許状	児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の4第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。	学士の学位 (学校教育法第102条第2項の規定により大学院の入学を認められる場合を含む。)
二種免許状		—

【最低在職年数及び最低単位数（一種・二種免許状共通）】

基礎資格を取得した後、保育士等として良好な成績で勤務した最低在職年数		3 (勤務時間の合計が、 4,320時間以上の場合に限る。)	
最低単位数（下記のすべての事項を修得することが必要）		8	
単位の 内訳	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
		幼児理解の理論及び方法	1
	教育の基礎理論に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1

【在職年数について】

- 保育士等とは次に掲げる者とします。
 - 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において専ら幼児の保育に従事する職員
 - 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - 次に掲げる施設の保育士
 - 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - その他、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設、地域型保育事業として認可された小規模保育事業（A型、B型）及び事業所内保育事業（定員6名以上）の施設（具体的な施設は、広島県HP等参照）
- 基礎資格を取得する前の在職年数は含まれません。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【単位について】

- 大学（放送大学も可）、認定講習、公開講座又は単位修得試験等において修得することが必要です。
- 基礎資格を取得する前に修得した単位も含めることができます。ただし、あまりに昔（目安として平成元年4月1日前）に修得したような単位については、できる限り再履修してください。